(3) 目黒通り沿道

ア. 目黒通り沿道景観軸特定区域のエリア

- 目黒通りに直接面する敷地（図Ⅳ-24）。
  ただし、目黒通りに並行するその他の道路等に直接面する敷地を含みます（図Ⅳ-25、26）。

■図Ⅳ-24

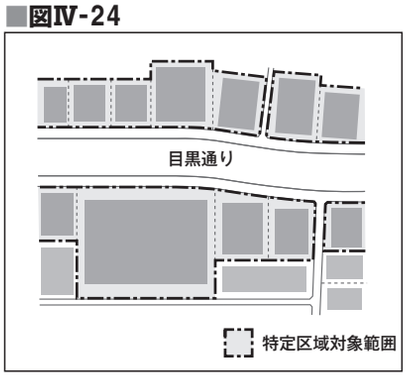

■図Ⅳ-25

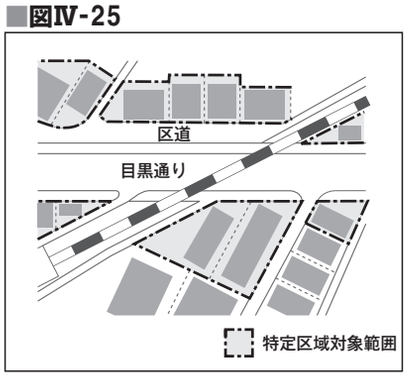

■図Ⅳ-26

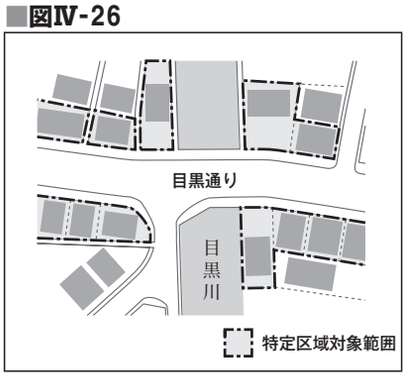

イ. 景観形成の方針

「都市計画マスタープラン」で「生活創造軸」に位置づけられている目黒通りは、区のシンボル的な道路にふさわしい、にぎわいと風格ある景観形成を進めるため、沿道建築物については、以下の景観整備を進めます。

(ア) 目黒通りの景観形成将来像

- 目黒通りにおける景観形成の将来像は、現在の景観特性を活かしつつ、住環境と商業環境の調和など、区のメインストリートとして印象づける景観形成を目指していくものとします。このため、空間の広がりやシンボル的なイチョウ並木を景観の柱の一つとして位置づけるとともに、生活の場に調和したにぎわいづくりを踏まえて「ひかりとみどりが溢れ、暮らしと結ばれるシャレた街並み」を景観形成の将来像とします。

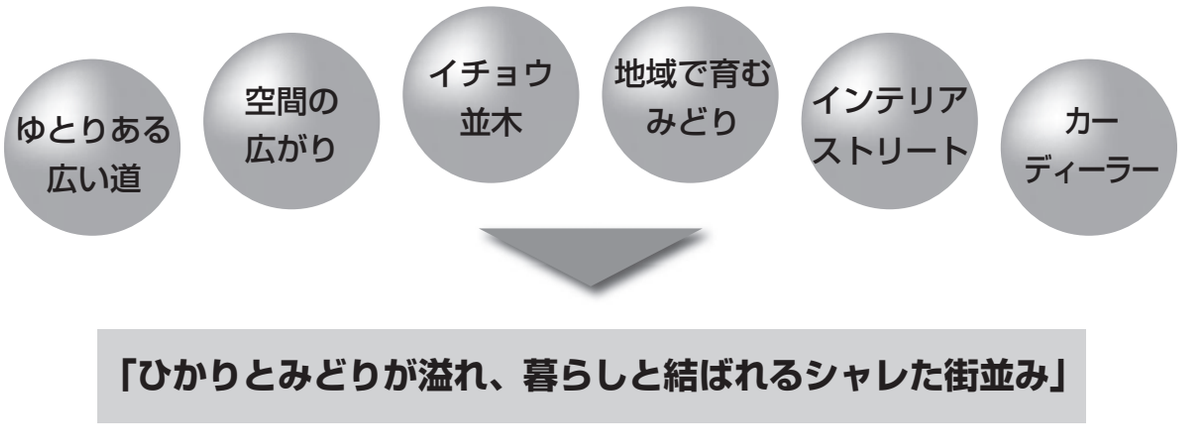

（イ）目黒通りの景観形成方針（◆は、区民・事業者・区それぞれが取り組むものです。）

①通りの特徴に合わせ、調和のとれた街並みにしていきます

◆住宅（戸建て、マンション）、店舗、事業所などの建物用途に対応したしつらえとします。

壁面分節化による工夫

水平ラインの調和への配慮

②空間の広がり（抜け）を大切にしていきます

◆建物の高層化に伴い、空間の広がりの確保に配慮します（縦・横方向の空間の広がり。閉鎖的にしない。）。

沿道の建物が低層のため空間の広がりを感じることができる

③豊かなみどりで街に彩りを与えていきます

◆建物の前面や角地などの僅かなスペースでの緑化を行います。
◆シンボル的な樹木の保存・育成を行います。
◆植栽帯のみどりを地域で育みます。

オープンスペースの緑化

地域のシンボルツリー

建物前面の緑化

ボランティアによる植栽帯の手入れ

④「みち」に刻まれた歴史を受け継いでいきます

◆街の記憶を継承し、調和を図ります。

目黒競馬場の碑

庚申塚

街の歴史を伝える石垣

祠

⑤歩き、豊かな時を過ごせる環境を整えていきます

◆そぞろ歩きが楽しくなるお店の集積を図ります。

◆歩き易い環境を整えます（路面、サイン、ベンチ、情報発信など）。

特徴ある店舗

セットバック部分へのベンチの設置

ポケットパークで一休み

お店の前を使ったテラス

⑥人々が暮らし活力ある生活空間を目指していきます

◆暮らし続けられる環境を創造します。

◆通りのにぎわいを育む取り組みを行います。

住宅と店舗のバランスと調和

ウ．適用対象

●目黒通り沿道景観軸特定区域内の建築物・工作物

エ．届出対象行為と届出規模等

■表Ⅳ-39

届出対象行為	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（ただし一戸建住宅を除く）	延べ面積1,500㎡以上又は高さ25mを超える建築物及び目黒通りと幅員10m以上の道路（都市計画道路を含む）・河川に接する敷地
建築確認を伴う工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	
煙突、鉄柱、装飾塔、物見塔その他これらに類するもの（注1）	地上からの高さ25mを超える工作物
昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの（回転運動をする遊戯施設を含む）	地上からの高さ25mを超える又は築造面積1,500㎡以上の工作物
製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く）その他これらに類するもの	地上からの高さ25mを超える又は築造面積1,500㎡以上の工作物

注1）架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの（擁壁を含む）並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

■図Ⅳ-27　目黒通りと幅員10m以上の道路（都市計画道路を含む）・河川に接する敷地

●広幅員の道路等との交差部の角地となり沿道景観上重要なポイントとなる